

令和6年事業計画書

(自:令和6年1月1日 至:令和6年12月31日)

I 事業計画

1. レストラン業を通じて社会貢献、食を通じて観光事業の振興、加えて我が国の食文化の維持改革・発展を図り、安心、安全で豊かな食文化と食生活の実現に貢献する。
2. 食を通じて観光立国の実現と地域の振興及び発展に寄与する。
3. 引き続き、新型コロナウイルス感染症に関し、関係諸団体等と緊密に連携して国に対して飲食業界等の現況情報を提供し、経営支援、補助金、融資等の支援策を要請する。
4. 次代を担う子供たちが食の大切さ、食事の作法、健全な身体づくり等の重要性を学び、理解し、行動するための食育に関する事業を積極的に推進する。
5. 本協会の組織・財政基盤の拡充強化及び発展を図る為、確固とした、かつ魅力ある組織体制を構築し、これを下に新会員の勧誘、加盟を促進し、会費収入の増強を図り財務体質の改善を推進する。
6. HOTERES JAPAN(国際ホテル・レストラン・ショー)、FOODEX JAPAN(国際食品・飲料展)、ならびにホテル・レストラン・ショー & FOODEX JAPAN in 関西の主催者として企画、人材派遣、出展者の紹介等、一般社団法人日本能率協会に対して全面的な協力を行う。
7. 協会ホームページの充実を図り、これを通じて本会の社会的認知度の向上を図る。
8. 理事会等を除く少人数の会議については、“ZOOM等”を活用し、協会運営の充実化・効率化を推進する。
9. 次代を担う若手経営者、後継者の相互研鑽の場として、会員相互の交流を通じ、青年経済人として資質の向上と企業の継承と発展を図ることを目的に協会青年部の活動を積極的に推進する。
10. 賛助会員と共存共栄を図る為、相互に有益な情報の授受を行う、及び新商品のプロモーションの機会を設ける。
11. SDGsを推進する為、フードロスを低減することは、食料の効率的な確保のみならず、廃棄処理によって発生する温室効果ガスの削減による環境負担の軽減、経済面における生産性の向上にも大きな効果をもたらすものと考えられることに鑑み、このフードロスの問題について研究、検討を行う。

II 本協会の事業は年間事業計画に基づき、次の通り実施する。

1. 財務・総務・公益事業等

- ①本協会事業収支の均衡を図り、財務体質の強化を図る。
- ②事務、会議、連絡等に関し、ITを利用した効率化を推進する。
- ③食育の普及啓蒙、及び社会貢献事業の一環として次代を担う子どもを対象とした「親子体験食味学習会」を開催する。
- ④会員相互の交流と親睦を図るとともに他施設を視察し、学習する。
- ⑤関係機関、諸団体との緊密な関係を構築し、友好活動等の推進を図る。
- ⑥会員店と消費者を繋ぐ情報提供のあり方を検討する。
- ⑦一流料理店の優れた料理の味を広く普及し、これを通じて我が国の食文化の保持と発展を図ることを目的に食に深い理解と関心を有する個人を対象に協会内に新たに仮称「友の会(グルメの会)」創設等の検討を行う。
- ⑧その他

2. 研修事業等

- ①「経営者と女将のトップセミナー」をはじめ、経営者セミナーの実施の企画・立案を行う。
- ②「調理師・マネージャーセミナー」をはじめ、従業員研修の実施の企画・立案を行う。
- ③国内、又は海外研修旅行等の実施の企画・立案を行う。
- ④必要に応じて講演会、勉強会、情報交換の機会を設ける。
- ⑤年に1～2回程度、会員外の話題の店舗、新店の視察会を開催する。
- ⑥食材等の安全対策に関する情報収集と提供を行う。
- ⑦その他

3. 広報事業等

- ①インターネット等による広報活動の充実
 - イ. 協会ホームページの内容のより一層の充実化を図る。
 - ロ. 協会ホームページへの全会員の登録を推進する。
 - ハ. ホームページを通じて本協会の活動等の現況、及び会員の各種情報等をP.R.する。
 - ニ. 新年賀詞交歓会を通じて観光関係諸団体等と情報の交換・提供を受ける。
 - ホ. ホームページを開設していない支部においてもホームページを開設し、支部活動の広報の充実を図る。
- ②本協会の社会的認知度を高める為、広くマスコミ関係へのP.R.を行うとともに、本協会の社会的貢献度のより一層の周知を図る。
- ③会員及び関係者の名刺、ならびに会員店のパンフレット等の印刷物に本協会会員又は本協会会員店である旨を記載することを全会員に要請する。
- ④会員が出演したテレビ番組、経営する店舗が紹介された雑誌等において機会ある毎に可能な限り本協会会員又は本協会会員店である旨を告知することを要請する。
- ⑤本協会を内外に広く認知せしめる為、マスコミ・報道関係者との情報活動を展開する。
- ⑥関係団体等の主催する行事等を通じて本協会のP.R.を行う。
- ⑦その他

4. 国際交流事業等

- ①在日外国大使館、国際関係機関との交流の促進を図り、これを通じて世界の食材及びレストランに関する情報収集と提供を行う。
- ②海外業界団体との交流の促進と情報交換を図る。
- ③その他

5. 会員対策事業等

- ①新規会員の増強の為、魅力ある協会のあるべき姿の創出を検討する。
- ②本協会正会員に理事会を公開(傍聴)することにより協会活動の理解と会員相互間交流を促進するとともに、会議終了後の懇親会に会員外の有力店の経営者の参加を勧奨して本協会のP.R.を行い、これを通じて会員増強と会員不在県の解消を図る。
- ③適宜、正・副会長会議、常務理事会、委員会を開催し、これらを通じて決定機関である理事会を有効かつ有意義に運営する。
- ④本協会会員店に勤務する従事者の育成を行う為、「他店研修制度」を推進し、これを通じて会員相互の連携と協調を図る。
- ⑤賛助会員の拡充と交流支援を推進する。
 - イ. 賛助会員が実施するセミナー等への参加
 - ロ. 食味研修会等、賛助会員の商品の宣伝、セールス活動等を支援する場を提供し、これを通じて正会員及び賛助会員相互の共存共栄を図る。
 - ハ. 賛助会員への「紹介状」の発行

6. 栄典・表彰等

- ①表彰委員会を通じて各運輸局長表彰(経営者・従事者)、国土交通大臣表彰(経営者・従事者)、褒章(藍綬・黄綬)ならびに叙勲申請に係る候補者の選定を行う。

7. 支部の事業

- ①各支部において支部会、各種の研究会、講演会等を積極的に開催する。
- ②支部毎に地域に対する本協会のP. R. を活発に展開し、支部を通じて会員増強を推進する。
- ③年初に協会本部に支部年間予定表を提出するとともに、各支部の緊密な連携を通じ、合同支部会の開催を推進、または支部活動の案内を他支部に送付することにより、他支部よりの参加を奨励し、これを通じて支部間及び会員相互の交流を促進する。

Ⅲ 各種の栄典に関し、推薦申請する。

1. 叙勲
2. 褒章(藍綬・黄綬)
3. 国土交通大臣表彰(経営者・従事者)
4. 各運輸局長表彰(経営者・従事者)

Ⅳ 各種協会会長表彰を実施する。

1. 永年会員店に対する会長表彰(入会50年)
2. 協会功労者に対する会長表彰
3. 永年勤続従業員に対する会長表彰